

●香川県告示第131号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、令和5年1月31日香川県告示第18号で指定した区域の一部について、当該指定を解除する。

令和7年5月13日

香川県知事 池 田 豊 人

1 指定を解除する区域

三豊市財田町財田中字余境寺5416番3の一部、5416番4の一部、5416番8の一部、5416番9の一部、5416番10の一部、5430番の一部、5431番の一部、5431番2の一部、5433番の一部及び三豊市財田町財田中字鎌谷5494番の一部（次の図に示す部分に限る。）

2 土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類

鉛及びその化合物、砒素及びその化合物

3 土壤の汚染状態が土壤含有量基準に適合していなかった特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

4 指定を解除する区域において講じられた汚染の除去等の措置

基準不適合土壤の掘削による除去

（「次の図」は省略し、その関係図書を香川県環境森林部環境管理課に備え置いて縦覧に供する。）